

消費生活相談情報

大手企業の名前を悪用！ 買え買え詐欺に注意！

A銀行を名乗る男性から「あなたは大手企業B社の株を買えるリストに載っている。購入しないか」と電話があったが、よく意味がわからず断った。翌日、今度はB社の社員という男性が「自分で自社の株を買えばインサイダー取引になるのであなたの名前で買わせてほしい。後日倍にして返す」と言ってきた。B社は有名な会社だから間違いはないだろうし、お金ももらえるなら、と思い、指示されたとおりに口座開設料300万円をA銀行に郵送した。その後も「保証金」などの名目で合計約1500万円支払った。あまりに高額になったので不安になり、電話をしてみたがつかない。

(70歳代 女性)

- 「買え買え詐欺」の中で、実在する大手企業の株や社債等が販売されているかのように装って勧誘し、お金を支払わせようとする手口に関する相談が寄せられています。
- 大手企業の名前を出すことにより消費者を信用させようとするが、名前が使われた企業が社債等の勧誘を個人向けに行っているという事実はほとんどありません。
- 購入を持ちかける業者が、大手銀行や証券会社の名をかたっているケースもあります。
- いったんお金を支払ってしまうと取り戻すのは極めて困難です。うまい話には耳を貸さず、きっぱり断りましょう。
- 困ったときは、**町民生活課住民活動係【☎(62)4472】**にご相談ください。



駐在所からのお願い

シルバーセーフティラリーは、年々増加する高齢運転者の交通事故を防止するため、より多くの高齢運転者(65歳以上)に対して安全運転意識の高揚と交通安全活動への参加意識を高めて頂くことを目的としています。「私は、いつも安全運転しているからこんなに参加しなくても・・・。」と考えている方も期間内無事故・無違反を達成した場合「500円相当の景品が抽選で当たる」というメリットがあります。

参加料は無料で手続きも簡単です。お気軽に参加していただき、ご自身の無事故・無違反の記録を伸ばさすきっかけとしてください。

私達、駐在所勤務員は、小清水町の皆様が交通ルールを守り、交通事故の被害者、加害者にならないこと、思いやり溢れる安全で安心な交通社会のまち、小清水町であることを強く望んでいます。

平成26年6月 斜里警察署 小清水駐在所 上野 英樹 佐藤 友彦
浜小清水駐在所 宮北 健二

参加費 無料!

シルバーセーフティラリー

申込期間 5/1(木)～6/30(月)
実施期間 7/1(火)～10/31(金)

参加資格	道内に居住する65歳以上の運転免許保有者
申込方法	「シルバーセーフティラリー参加申込書」に必要事項を記入の上、最寄りの警察署へ提出してください。 ※不足の場合は申込書をコピーするか警察署にご請求ください。
表彰	実施期間終了後、シルバーセーフティラリーの全参加者の中から第一次当選者(200名を予定)を抽選し、その内、無事故・無違反が確認された方のみに対してのみ、500円分相当の景品を進呈いたします。

6月は児童手当現況届提出月です!

児童手当を受けている方は児童手当現況届の提出が必要です。(5月に認定請求を提出いただいた方は今年度の提出は必要ありません。) 現況届は6月期の支払い通知書と共に各家庭に郵送いたします。現況届の提出締め切りは、



平成26年6月30日(月)です。

現況届の提出をされないと、児童手当を支給することができなくなりますので、必ず提出されるようお願いいたします。

児童手当とは…

児童の育成を経済的な面から支援することにより、児童のいる家庭の生活を安定させ、また児童自身の健全な成長を促すことを目的とする制度です。

●支給対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方。(平成24年度より所得制限が設けられました。下記の所得制限限度額表を参考にしてください。)

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

●支給月額

児童の年齢	児童手当の額(一人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳未満の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降の子をいいます。

●支払時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

○児童手当制度を受けるためには、各種手続きが必要となりますので、下記のいずれかに該当するときは、保健福祉課福祉係に届出してください。(公務員の方は職場に届出をしてください。)

届出を必要とするとき	届出の種類
新たに受給資格が生じたとき(第1子出生、転入等)	認定請求書(事由発生から15日以内)
出生等により支給対象児童が増えたとき	額改定請求書(事由発生から15日以内)
他の市町村に転出するとき	受給資格喪失届
対象児童がいなくなったとき	受給資格喪失届
受給者が公務員になったとき	受給資格喪失届(事由発生から15日以内)

【お問い合わせ先】 保健福祉課福祉係 ☎(62)4473